

下 介 第 7 2 2 号
令和3年（2021年）4月16日

介護サービス事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長 山中 敦
(公 印 省 略)

運営規程等に記載する従業員の「員数」の取扱いについて（通知）

平素より本市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ます。

さて、標記の件につきまして、「指定居宅サービス等及び指定予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」等の一部改正に伴い、介護サービス事業所が定める運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することを可能といたしますのでお知らせいたします。

また、運営規程の人員の員数の変更に係る変更届は年に1回、毎年7月に変更届の提出を求めることといたします。

つきましては、毎年7月1日時点での人員数を前年7月1日時点と比較し、運営規程に変更があれば、毎年の自己点検表の提出時期にあわせて提出して下さい。

なお、本件につきましては、別紙「変更届に関する取扱いについて」をご確認いただき、今後の事務処理に当たりましては、どうぞ遺漏のないようにご留意のほどよろしく願いいたします。

【問合せ先】

下関市介護保険課事業者係
TEL083-231-1371(直通)